

報告事項 第 2 号

令和 8 年度地域包括支援センター
事業計画及び収支予算について

令和8年度地域包括支援センター事業計画

1 地域包括支援センター圏域の基本情報 R8.4.1 現在

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
圏域人口（人）	23,362	25,026	26,411	32,314	30,678	19,904	31,319	26,321	28,900	28,594	36,782	309,611
高齢者人口（人）	9,949	8,499	9,613	11,280	10,158	6,654	11,740	9,328	10,065	11,511	13,386	112,183
高齢化率（％）	42.5%	34.0%	36.4%	34.9%	33.1%	33.4%	37.5%	35.4%	34.8%	40.3%	36.4%	36.2%
予防ケアプラン （件）	給付管理 件数	570	394	363	584	488	340	599	491	487	557	5,563
	うち直営分	190	67	80	119	106	63	50	59	81	85	1,090

2 地域包括支援センター所属職員数

（介護予防支援業務及び第1号予防支援事業者、非常勤を含む。） R8.4.1 現在 （人）

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
職員数	11	9	9	10	10	9	8	9	10	10	15	110

所属職員内訳

（1） 地域包括支援センター運營業務従事職員

（介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業専従職員及び事務職員を除く。） R7.4.1 現在 （人）

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
社会福祉士	3	2	3	2	2	2	2	2	1	2	4	25
主任介護支援 専門員	2	2	2	2	2	2	1	1	3	2	2	21
保健師	1	2	1	2	2	1	2	2	2	3	3	21
精神保健 福祉士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
合計職員数	7	7	7	7	7	6	6	6	7	8	10	78

職員配置基準（R6～R8 年度）

（人）

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
配置基準	7	6	6	7	7	5	7	6	7	7	8	73

(2) 介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業専従職員及び事務職員 R8.4.1 現在 (人)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
介護支援専門員等	3	1	1	2	2	2	1	2	2	1	3	20
事務職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	12

3 地域包括支援センター職員定着率（令和7年度）

センター名	(a) 令和7年 4月時点の 4職種の人数	(b) 令和7年 度中に離職した 人数	(c) 離職した職種	(d) 定着率(%)
中央	7	0		100
豊岡	6	0		100
東旭川・千代田	7	1	社会福祉士1名	86
東光	7	0		100
新旭川・永山南	7	0		100
永山	5	1	保健師1名	80
末広・東鷹栖	6	1	社会福祉士1名	83
春光・春光台	5	1	精神保健福祉士1名	80
北星・旭星	7	0		100
神居・江丹別	7	0		100
神楽・西神楽	10	1	社会福祉士1名	90
全センター	74	5	保健師1名 社会福祉士3名 精神保健福祉士1名	93

※ 定着率 = $\{(a - b) \div a\} \times 100$

4 地域包括支援センター窓口アンケート

R 8. 4 ～ R 8. 6 (n = 1 5)

年齢	選択肢	40歳～64歳	65歳～74歳	75歳～84歳		
	回答数	10	2	3		
相談者との関係	選択肢	本人	家族・親族			
	回答数	2	13			
相談内容	選択肢	要介護認定等の申請	認知症に関する相談	身体の動きに関する相談	健康に関する相談	通いの場への参加
	回答数	11	7	5	4	4
センターの対応	選択肢	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
	回答数	12	3	0	0	0
職員の接し方	選択肢	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
	回答数	12	3	0	0	0
相談しやすい雰囲気	選択肢	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
	回答数	12	2	1	0	0
職員の説明	選択肢	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
	回答数	12	2	1	0	0
プライバシーへの配慮	選択肢	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
	回答数	12	3	0	0	0
相談内容の解決・整理	選択肢	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
	回答数	11	3	1	0	0

5 要介護度の推移

対象期間（令和 7. 4～令和 8. 3）中に更新または区分変更申請を行ったサービス利用者の推移

	改善	維持	重度化	計
要支援1	0 人	1, 244 人	538 人	1, 782 人
	0. 0%	69. 8%	30. 2%	100. 0%
要支援2	152 人	595 人	258 人	1, 005 人
	15. 1%	59. 2%	25. 7%	100. 0%
全体	152 人	1, 839 人	796 人	2, 787 人
	5. 5%	66. 0%	28. 6%	100. 0%

○ 運営体制等に関する計画

市において 重点とする取組	地域住民や関係機関等の意見を積極的に収集し、当該意見を反映させた業務を行う。
中央	関係機関が実施する会議等に積極的に参加し、包括支援センターの機能に関して情報提供すると共に、センターに対する意見等の収集に努める。
豊岡	地域住民や関係機関の声を受け止めながら、地域課題の把握や支援体制の改善につなげていくために、『相談を待つセンター』ではなく『地域の声を聴きにいくセンター』を目指し、アウトリーチを積極的に実施。
東旭川・ 千代田	センターの業務内容について地域住民や関係機関に対し、広く周知・発信する機会を続けていく。また、アンケートを通じた集計結果から得た地域住民の声をセンター内で、共有評価し業務活動に活かしていく。
東光	地域包括支援センターに対する意見を収集するためのアンケートの実施。民生委員児童委員協議会に参加し情報提供や情報収集を行う。
新旭川・ 永山南	旭川市と連携し窓口アンケートを実施する。4 職種と事務員含め、必ず 2 名体制以上で相談対応が行える勤務体制にする。
永山	関係機関への訪問（年 2 回以上）や、合同研修会の開催（年 1 回以上）により、関係機関と顔の見える関係を構築し、連携しやすい環境を作る。
末広・ 東鷹栖	市民委員会や関係機関の会議参加、各職種で開催している講座等にて、当センターに対する意見を聴収、包括内で共有・精査した意見を踏まえながら事業展開していく。
春光・ 春光台	従来の広報誌やホームページによる意見募集に加え、令和 7 年度から開始した来所相談時におけるアンケート調査を継続実施する。
北星・旭星	地縁組織や自主グループをはじめ、様々な場所、機会にセンターの専門職が出向き、センターの役割や取組みについて説明や意見交換の機会を設ける。
神居・ 江丹別	包括的支援事業を実施する全ての場面において、地域住民や関係機関からの当センターに対する意見を収集し、その意見を反映して事業を展開する。
神楽・ 西神楽	民生委員改選後ということもあり、定例会等の場を活用し、幅広くセンターの周知をした上で意見交換を実施する。

○ 総合相談支援業務

市において 重点とする取組	各専門職がそれぞれの活動から情報収集を行い、作成した資料をセンター内で共有し、総合相談における支援に活用する。
------------------	---

中央	把握した地域資源情報のリスト化及び更新を随時行い、センター内で共有し支援に活用する。
豊岡	関係機関や地域に積極的に足を運び、社会資源の把握・情報収集を行い、収集した情報は項目ごとにファイリングし、必要時に使用できるよう整理する。
東旭川・千代田	継続的に介護保険外を含めた社会資源の情報収集と更新を行い、地域課題分析シートと共に共有し、総合相談で紹介する。他分野、医療機関、学校、金融機関等との関係構築、連携強化を目的に情報共有や意見交換を実施する。
東光	社会資源リストの作成に向けて掲載内容や進め方を4職種で検討する。データ化したマップのHP掲載、サークル活動の位置情報のマップをホームページに掲載し、ほうかつだより等で周知する。
新旭川・永山南	新規対応ケースと継続対応ケースでも4職種内で確認したほうが望ましいケースは、必ず朝礼時カンファレンスで確認し、多職種の視点と支援方法やインフォーマルの活用など妥当性について意見交換を行う。
永山	定期的なミーティング及び事例検討会を開催する。全職員の知識の向上等をはかるため伝達研修を職員の知識を高める。多職種他機関事例検討会を開催する。
末広・東鷹栖	個別ケースや地域課題の発見・解決に向け、日頃から地域住民及び行政を含む各専門職と密に連携、センター内でも情報共有を意識することで、互いに相談しやすい体制を強化する。
春光・春光台	昨年度作成した社会資源リストを関係機関に配布する。随時掲載内容の更新や修正を行いセンター内で共有し支援に活用できる体制とする。
北星・旭星	情報収集し把握した社会資源や、サロンや通いの場での聞き取り・民生委員や町内会からの情報・ロコミ的な生活支援情報といった暮らしの情報について、センター内のPCネットワーク上で管理・共有する。適宜情報の更新を行いながら、使われていない情報の見直しや整理を行い、活用する。
神居・江丹別	職場内でのミーティング、カンファレンス、会議を通じて、センター全体で情報を共有するとともに、適切な支援につなげるための方策についての検討を行う。
神楽・西神楽	個別相談の内容により複数職で担当することとし、それぞれの専門性を踏まえながら、アプローチ方法や支援内容の検討を行う。また、センター以外の多職種・他機関との連携が必要なケースについては地域ケア個別会議や認知症初期集中支援チーム等の活用を検討する。

○ 地域課題の把握及び地域課題の解決に係る業務

市において 重点とする取組	個別ケースの積み重ねから地域課題を明確化していくために、地域ケア会議を活用する。
------------------	--

中央	総合相談支援業務等で把握した個別事例から、センター内カンファレンスにて4職種の多角的な視点をもって検討し、課題であると判断した場合、地域ケア個別会議を開催して根拠をもった地域課題の発見につなげる。
豊岡	個別ケースから見える生活課題や支援の隙間を整理し、地域ケア会議を活用して地域課題として可視化する。
東旭川・千代田	個別課題分析シートを用いて、抽出した対象者の個別課題の精査・分析を行い、地域毎の課題を明確にする。地域ケア個別会議の実施から地域課題を把握する。
東光	虐待および財産侵害に陥りやすい認知機能が低下した身寄りのいない高齢者について、4職種による地域ケア個別会議で課題を抽出し対応策を検討する。
新旭川・永山南	個別課題（ケース）を4職種でカンファレンス等にて検討し、地域課題へ繋げるように意識する。
永山	個別事例を分析し地域課題を把握する。モデル地域でのアンケート調査を行う。地域ケア会議を開催する。
末広・東鷹栖	各町内会単位で開催している地域課題検討会議（地域ケア個別会議）で、地域住民や各関係機関と協働し、地域課題の把握及び分析を行う。また、未開催町内に関しては開催に向け継続的にアプローチを行う。
春光・春光台	アテンドの集計システムなどから得られたデータを基に4職種での協議や地域ケア会議を開催して地域課題を明確化していく。モデル地区において地域ケア会議を開催し、地域と共に地域課題を明確化していく。
北星・旭星	総合相談で把握した個別事例の課題について、地域課題の分析・把握を目的とした地域ケア個別会議を開催し、検討すべき地域共有の課題について有無を含めて明確にする。
神居・江丹別	福祉や社会資源の情報発信を地域の関係機関を巻き込み実践していく。関係機関との地域課題抽出のための地域ケア個別会議を実施する。
神楽・西神楽	多世代交流の必要性を検討するため、緑が丘地区の地域住民を含めたチーム員会議を関係機関と協働で開催する。

○ 権利擁護

市において 重点とする取組	高齢者の財産や権利が守られるよう、親族等と連携し、必要な身上保護を受けることができる支援体制を構築する。 また、必要に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を支援するとともに、利用後の継続的な支援体制を構築する。
------------------	---

中央	財産や権利が守られるよう、判断力が衰えている高齢者に対して、成年後見制度の市長申し立てを含めた制度利用の検討と支援を行う。
豊岡	単身世帯、身寄りのない方、身寄りがあっても頼れない方の身元保証や死後事務、日常生活支援等の社会課題に対し、本人の意思決定支援を重点に置き、適切な高齢者の権利擁護支援を行う。
東旭川・千代田	会議体や圏域在宅サービス事業所へ権利擁護制度やそれに付随する相談・対応機関の紹介を行い、講座参加者を通じ対象者の親族や知人、関係機関が権利擁護に対する意識を高く持てる体制作りを行う。
東光	支援が必要なケースが発生した場合は 4 職種で情報共有し支援の方針を共有し、関係者間での地域ケア個別会議による役割分担や成年後見制度等の活用を検討する。
新旭川・永山南	旭川市東警察署や消費生活センターの情報を有効活用し、通いの場・コンビニ・金融金等に向けてリーフレット等を作成し情報提供を行う。
永山	介護施設従事者向けの勉強会を開催する（虐待しない体制づくりも目的とし、知識＋支援者側の感受性バランスを整える研修会）。
末広・東鷹栖	総合相談等において、疾患などにより判断能力の低下がみられる場合は状況を精査し、関係機関や親族と連携し身上保護・財産管理等の支援へ繋いでいく。
春光・春光台	家族の介護力、金銭管理の状況や認知機能などについて十分にアセスメントを行い、権利侵害のリスク等の分析を行った上でセンター内での対応及び担当者への引継ぎを行う。
北星・旭星	本人の生活状況や判断能力を把握し、財産管理や契約行為に関する不安や課題を整理したうえで、必要な支援内容を明確化する。そのうえで、親族や医療・介護・福祉等の専門職と連携し、意思決定支援を含めた財産管理や身上保護の体制を整える。
神居・江丹別	地域住民や住民組織、福祉事業所を含む関係機関等に対して「権利擁護講話」を実施し、広く高齢者虐待防止・消費者被害防止・成年後見制度の利用について普及啓発を行う。
神楽・西神楽	高齢者虐待防止に向け、相談・通報者の可能性の高い民生委員に対し、普及啓発を行う。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

市において 重点とする取組	ケアマネジメントの技術的支援を地域の主任介護支援専門員や居宅介護支援事業所管理者と協働で行い、地域の介護支援専門員の資質の向上が自律的に図られる体制を整備する。
中央	介護支援専門員が抱える課題に対して積極的に関与し、ケアマネジメント力の向上を目指した支援を行う。
豊岡	定期的に居宅介護支援事業所を訪問し、実態把握や自立支援型ケア会議の開催と情報共有を行う。
東旭川・ 千代田	関係機関と協働し、介護支援専門員のケアマネジメントの技術を高めることを目的に介護支援専門員の課題に応じて技術的支援を行う。特に、居宅介護支援事業所への訪問回数を増やすことにより技術的な支援を働きかける。
東光	地域包括支援センターと圏域の介護支援専門員が気兼ねなく相談できるよう関係構築の強化を図ると共に、目標志向型のケアプラン実行の継続性が図れるよう自立支援型ケア会議の活用を促す。
新旭川・ 永山南	圏域の居宅介護支援事業所 7ヶ所の代表者が1人ずつ参加し、年4回、参加者主体の会を開催。①医療等との連携 ②社会資源 ③ケアマネジメントの内容について、情報共有・意見交換会等を通して地域の介護支援専門員へ関係機関との連携構築に向けて取り組む。
永山	ケアマネ通信を発行し、基準やケアマネジメント、好事例等に関する情報提供を行う。（介護支援専門員が情報の根拠を確認しやすいよう、また根拠を調べることを習慣化できるよう、根拠となる情報の2次元コードを掲載する）
末広・ 東鷹栖	介護支援専門員の抱える課題に応じて、ケアマネジメントの技術を高められるよう、自立支援型ケア会議や勉強会を通して技術的支援を行う。
春光・ 春光台	介護支援専門員が抱える困難事例や技術的課題に対し、個別の相談対応や対象者宅への同行訪問、地域ケア個別会議での多角的な検討を組み合わせ、長期的・継続的な技術支援を実施する。
北星・旭星	地域で実務にあたる介護支援専門員との協働で、介護支援専門員の資質・技術・業務上の問題や課題に対する対応力の向上を目的とした取り組みを企画し実施する。
神居・ 江丹別	居宅介護支援事業者が開催する事例検討会や研修会等へ参加し、介護支援専門員が抱える課題の把握に努める。
神楽・ 西神楽	介護予防ケアマネジメントに対する理解を深めてほしい介護支援専門員や、書類提出に来所した介護支援専門員に対し、当センター（介護予防支援事業所）の介護支援専門員が担当している事例を基にした「介護予防ケアマネジメント事例集」を適宜説明と共に配付する。

○ 第 1 号介護予防支援事業に係る業務

市において 重点とする取組	初回のケアマネジメントについて、可能な限り自ら実施していくよう努め、委託する場合においてもアセスメントを行い、課題を分析したうえで依頼するなど、ケアマネジメントへの関与を強化する。
中央	効果的な包括的ケアマネジメントが展開できるよう、アセスメントの実施や課題抽出等に重点を置いた総合相談支援業務を実施する。
豊岡	新規相談者の実態把握訪問を行い相談者の抱える課題に応じて専門職が対応し、相談者がその人らしい生活が送れるよう必要な支援に繋げる。委託している居宅介護支援事業所ごとに担当割りし、担当介護支援専門員と連携をとる。
東旭川・ 千代田	利用者のニーズや生活全般の課題分析及び課題の要因・背景を把握する中で、利用者が介護保険サービス利用が妥当なのか、インフォーマル資源の活用及び利用の代替案を含めた提案の中で、ケアマネジメント利用等について精査支援していく。
東光	4 職種が初回アセスメントを実施し、立案したケアプランを委託先に情報提供できる体制を強化する。
新旭川・ 永山南	新規はできる限り 4 職種及び予防専任で担当し、ケアマネジメントの内容の検討・協議、個別ケア会議、自立支援型ケア会議の活用を行う。必要に応じ指定居宅介護支援事業者に対して今後の支援方針等についての助言を行う。
永山	総合相談から支援を行うにあたり、アセスメントと課題分析を確実に実施できるようケースについて利用者基本情報の作成等を行っていく。
末広・ 東鷹栖	新規対象者は、アセスメント内容や解決すべき課題・支援内容についてセンター内で検討し、介護予防ケアマネジメントを強化する。また、4 職種にてケアマネジメントの展開が図れるよう研修会や勉強会を実施する。
春光・ 春光台	新規対象者の初回ケアマネジメントをセンター自らが直接担える体制の復旧を図る。人員体制の都合や暫定利用等により指定居宅介護支援事業所へ委託する場合であっても、必ずセンター自らが事前に詳細なアセスメントを実施する。
北星・旭星	センター所属の介護支援専門員の担当件数を、センター内で共有し、可能な限り新規利用者の対応を実施する。
神居・ 江丹別	新規については、支援の方向性の検討をセンター内で全件実施し、対象者にとって効果的な介護予防ケアマネジメントを実施する。委託事業所ごとに、ケアマネジメントの状況を確認する担当者を決めて支援の経過や対象者の身体状況の変化を踏まえ、担当介護支援専門員と共に対象者支援を行う。
神楽・ 西神楽	4 職種全職員が介護予防ケアマネジメントを担当（約 50 件程度）し、直営の担当件数を一定程度確保していく。委託先の居事業所ごとに管理する担当者（複数名）を置き、多職種で確認（管理）及び情報共有を行う。

○ 一般介護予防事業に係る業務

市において 重点とする取組	市が開催する介護予防教室を通じた通いの場の立ち上げ支援により、住民主体の通いの場の拡充を図る。
中央	あさひかわ健幸運動教室、認知症予防教室終了後に、住民主体の通いの場の立ち上げ支援を実施する。
豊岡	あさひかわ健幸教室・認知症予防教室終了後に、住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行う。既存の通いの場に対しては自主化を支援すると共に、4職種が連携して関わる機会をもつことにより、各分野の専門的視点からの健康に対する知識の習得や意欲向上につなげていく。
東旭川・千代田	4職種で連携を図り、介護予防教室からの自主サークル立ち上げ支援を行う。既存の介護予防自主サークルで運営等に関して困り事が生じた際、4職種で情報共有し、住民主体で運営できるような支援を行う
東光	市が主催する介護予防教室修了者が、サークルを立ち上げ自主的に活動ができるように実施事業所と打ち合わせを実施する。参加者に自主化の意向を確認し、打合せの実施や会場の調整など自主化支援を行う。自主サークル参加の意欲を高められる様にリーフレットを作成・配布する。
新旭川・永山南	ケアマネに自主サークルの見学をしてもらい、介護サービスを利用しつつ、地域の社会資源も検討するきっかけをもってもらい、あさひかわ健幸教室終了後、自主化を目指し後方支援する。
永山	認知症予防教室中、予防や早期対策等のミニ講話(認知症予防、受診のタイミング、生活の工夫、地域ができること等)を実施し、情報発信を依頼する。
末広・東鷹栖	あさひかわ健幸運動教室・認知症予防教室の開催中から介護予防の必要性、継続の重要性を説明し、教室終了後も自主的に活動ができるよう、事業者と連携し自主サークルの立ち上げ支援を行い、通いの場の拡充を図る。
春光・春光台	あさひかわ健幸運動教室において、参加者が主体的に活動を継続することができるよう、担当事業者と連携して、通いの場の立ち上げ支援を行う。
北星・旭星	自主サークルが継続して活動を続けられるよう、介護予防サポーター養成講座の理念を周知し、参加を促す。あさひかわ健幸運動教室から自主活動へと移行する際に、介護予防サポーター養成講座を開催する。
神居・江丹別	通いの場において、市の事業(地域リハ、インストラクター派遣等)の活用や介護予防サポーター養成講座の開催、包括の出前講座等を提案し、地域における住民主体の介護予防の知識の普及と活動の重要性の認識を深めてもらう。
神楽・西神楽	自主サークル立ち上げ支援の際に、参加者全員が通いの場を支える一員という介護予防サポーターとして自助互助の理解を含めた介護予防活動を支える役割を持てるような意識付けを行い、後方支援を行う。

○ 在宅医療・介護連携推進事業に係る業務

市において 重点とする取組	(1) 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。 (2) 地域住民が本人の希望と選択に基づいて医療・介護に係るサービスを受けられるよう、在宅医療・介護やACPに関する普及啓発を行う。
中央	医療機関を含む医療系サービス機関と定期的に情報共有を実施し、医療サービスを含む効果的なケアマネジメント体制について協議を行う。
豊岡	医療および介護・ACPに関するリーフレットの作成や『もしばなカード』を用い、通いの場等の地域住民の集う場において講話を行い、知識を得る機会を設ける。
東旭川・千代田	認知症高齢者や精神疾患、神経難病等の高齢者がスムーズに医療・介護サービスにつながれるように医療・介護関係者の情報共有が図られるために、各機関との連携方法について把握を行う。
東光	医療と介護に関する資源の把握が行えるよう、圏域の訪問診療事業所や居宅介護支援事業所、介護施設等のリスト作成し随時更新を行う。
新旭川・永山南	旭川市在宅医療・介護連携の相談窓口の担当者と協働し、医療介護連携について、医療側・介護側にそれぞれに必要な情報共有を図る。
永山	バイタルリンクを活用し、必要な情報がタイムリーに共有できるよう環境整備を行っていく。
末広・東鷹栖	地域住民が自分らしい暮らしの選択に基づき、医療・介護に係るサービスを受けられるよう、日頃から在宅医療や介護に関する情報提供を行い、ACPや終活について理解促進を図る。
春光・春光台	高齢者が集まるサロン、サークル等において、在宅医療や介護、ACPに関する講話を実施する。講話にあたっては、ACPを「死の準備」といったネガティブなイメージではなく、最期まで自分らしく生きるための「自分ごと」として捉えてもらえるよう、対話型の内容にするなどの工夫を図る。
北星・旭星	地域住民向けに介護保険制度の主旨・介護サービスの適切な活用・介護予防の重要性等についての理解促進を図る目的で講話を実施する。地域住民や地縁組織等に向けてACPや終活等に関する学習会等を実施する。
神居・江丹別	日頃からセンター業務において地域の医療・介護関係者との連携を積極的に図るとともに、多職種による定期会議を開催し、医療・介護関係者間のネットワークを強化する。
神楽・西神楽	令和7年度同様、訪問診療を行っている医療機関と意見交換の場を設けていくとするが、介護支援専門員だけではなく、サービス事業所にも対象を拡大していく。

○ 認知症総合支援事業に係る業務

市において 重点とする取組	認知症の人との接点を大切にし、本人や家族等の意見を聴き、つきあいながら、その声を日々の業務や活動に生かす。本人の視点を忘れず、その人が地域で暮らしていくためのつながりを意識する。
中央	マンション管理組合が住民と共に、認知症をはじめとする生活課題について、意見交換しながら互いに支え合う場の運営に地域のグループホームなどと共に協力し、ネットワークの構築を目指す。
豊岡	『尊厳の保持』、『認知症を含めたすべての人』の考え方を踏まえ、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員、関係機関等と連携しながら、本人の思いや希望、これまでの暮らしや人とのつながりを大切にし、本人が地域の中で自分らしく生活を継続できるよう支援を行う。
東旭川・千代田	認知症の人やその家族に対して、重度化の予防や主体的な生活が送ることが出来るように、旭川市認知症初期集中支援チームの活用を検討する。
東光	総合相談支援や研修交流会のアンケート結果から把握した各関係機関（民生児童委員、医療や介護事業所、金融機関等）が抱える共通の地域課題（身寄りがいない認知症高齢者等の支援）について、情報・意見交換を行い連携体制の構築を図る。
新旭川・永山南	認知症本人の意見等を反映出来るよう、チームオレンジの活動や会議の場において、地域の認知症当事者に趣旨説明し参加を促す。認知症カフェ2か所の継続開催に向けて定期的な実行委員会を設ける。
永山	住民が認知症の方の介護を知り、認知症の方の支援、介護者の方の支援の体制が構築できるよう介護者の声を集約し冊子を作成し配布する。
末広・東鷹栖	地域住民に対し MCI や認知症の理解促進、支え合いの意識付けを目的とした普及啓発活動を行う。
春光・春光台	家族会や認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等の啓発活動や当事者支援、またはその認知症の支援体制構築に関わる業務を行う際は、グループホーム等の関係機関を中心に積極的に会への参加や協力（講師）等を求め、当事者と接触の機会を設けることで、認知症の支援を行う事業所が認知症当事者のニーズ把握し、認知症の支援体制への寄与を促進させる。
北星・旭星	相川記念病院（認知症疾患医療センター）の協力を得て、認知症支援に係る情報共有・意見交換の機会を設ける。（企画名：「認知症疾患医療センター意見交換会」）
神居・江丹別	認知症や障がい者支援に携わる事業所が主体的に開催・運営し、持続可能な取組みとしていけるよう後方支援を行いながら、当事者の社会参加の機会に繋ぐ。
神楽・西神楽	地域住民や他機関（地域まるごと支援員、キャラバンメイト、地域密着型事業所、居宅介護支援事業所等）と連携しながら、認知症ボランティアの協力を得ながら「オレンジカフェすずかけ」を開催し、他者や地域との繋がりを絶やさない支援体制を構築していく。

○ 介護給付等費用適正化事業に係る業務

市において 重点とする取組	地域住民や関係機関からの相談対応を通じて、介護事業所や有料老人ホーム等の運営について実態把握に努める。
中央	総合相談、介護予防ケアマネジメント(委託を含む)において、介護事業者等の運営に係る課題に着目し、必要に応じて市担当部署に対して情報提供等を実施する。
豊岡	地域住民、民生委員、医療機関、介護支援専門員、関係機関等からの相談や情報提供を通じて、介護事業所や有料老人ホーム等の運営状況の把握に努める。
東旭川・ 千代田	利用者やその家族関係機関等より、不適切な運営等の相談を受け付けた際は、相談内容から問題点や問題内容を整理しつつ相談者の意向や主訴を把握し、センター内での早期対応・支援につなげていく
東光	地域住民や関係機関から情報提供があった場合は、実態把握を行い運営方法に疑問が生じた際は市へ報告する。
新旭川・ 永山南	日々の総合相談対応にて課題として把握した内容は、必要に応じて市（指導監査課・地域支援係など）と情報共有し、適正化事業に資する取り組みを行う。
永山	何らかの情報提供があった際には行政関係機関に情報提供を行う。
末広・ 東鷹栖	ハンドブックに掲載している情報については、変更点があればできるだけ速やかに更新する必要があるため、その情報収集に合わせて運営状況等の実態把握を行う。情報収集により運営方法に疑問を生じた際には、速やかに市に報告する。
春光・ 春光台	日常の総合相談支援業務、介護支援専門員への技術的支援、地域住民や関係機関からの相談対応、および介護予防ケアプランの確認作業といったセンターのあらゆる業務を通じて、介護事業所や有料老人ホーム等の運営実態の把握に努める。
北星・旭星	居宅介護支援事業所との意見交換や実態把握をした際に、有料老人ホーム等での運営状況に関する聞取りも行い、自立や重度化予防に対する支援が不十分な例や、適切なケアマネジメントが軽視されている実態に関する情報を収集する。
神居・ 江丹別	介護事業者と関わらせていただく全ての場面において、介護事業所や有料老人ホーム等の運営の実態の把握に努め、情報収集により介護事業者等の運営方法に疑問が生じた際には、速やかに市に報告する。
神楽・ 西神楽	事業所のサービス提供等に関する相談を受けた際には、詳細に情報を収集した上で担当部局や関係機関につなげていく。

○ その他の事項に関する計画

市において 重点とする取組	地域の関係者から構成する会議体や住民組織の立ち上げ支援を行った場合は、当該団体が自主的に運営できるよう支援していく。
中央	地域の地縁組織を中心として地域づくりを検討するコアメンバー会議（2地区）、協議体（2地区）に対し地域まるごと支援員と協力し、住民主体の活動ができるよう、各種支援を継続する。
豊岡	立ち上げ初期から、地域住民や関係機関が主体的に活動内容や役割分担等を検討できるよう支援を行い、センターが主導するのではなく、地域主体の運営につながる関わりを行う。
東旭川・千代田	住民主体の生活支援組織・地域課題の取り組みを行う運営組織に対し、状況確認を行い、課題を把握した際、自主運営できるよう支援（助言・関係機関のつなぎ等）を行う。
東光	まちづくり推進協議会や第2層協議体の活動、社会福祉協議会から協力を求められている啓明地区・東光地区・豊岡地区3団体及び道北勤労者医療協会の連携に係る協議等の活動と協働し地域住民が自主的に活動できる場の提供や支援を実施する。
新旭川・永山南	第2層協議体にも該当になる、“チームオレンジきづな”や“地域居場所づくり推進委員会”、その他、認知症カフェ2ヶ所や新旭川地区社協ボランティアセンターや共生型ぷらっと食堂、認知症当事者支援活動の永山南きづなほのぼのバザーなど、当包括が主にならず、地域と共に実行委員会で運営や活動が行えるようにバックアップする。
永山	地域包括支援センターが地域の関係者から構成する会議体や住民組織等の立ち上げ支援も行えることを住民へ周知していく。
末広・東鷹栖	住み慣れた地域において、孤立することなくいつまでも自分らしい生活を送るため、地域課題検討会議等より抽出した課題を検討し、立ち上げた住民組織などが自ら運営や活動が継続できるよう支援する。
春光・春光台	住民組織の立ち上げや会議体への参加において、センターが直接運営を担い続けるのではなく、あくまで「伴走・後方支援」に徹する姿勢を明確にしていく。
北星・旭星	既存の制度やサービス、事業所等、公・民・ボランティア及び知人や家族も含めて、制度や住民組織を限定せず、地域住民に有効な支援が届けられるように、釈迦資源の把握と活用に努める。
神居・江丹別	昨年度、新体制で活動を再開した「忠和 SOS ネットワーク」（認知症高齢者の徘徊事案が発生した場合に捜索活動を行うシステム）については、活動を維持して認知症の方を地域で支える意識の向上を図っていく。
神楽・西神楽	住民組織の立ち上げ時、自主的に運営する上で課題等がある場合には、他の関係者・関係機関（教育機関含む）につなぎ、自主的な運営につながるように支援する。また、立ち上げ後はその組織の活動状況等を把握し、必要時には運営のフォローや事業計画に基づき、各種の普及・啓発を行う